

令和7年12月3日  
大 阪 税 関

関係者各位

年末年始期間中における税関業務について（お知らせ）

大阪税関管内の税関官署において業務を行う時間については、「大阪税関における税関官署の開庁時間について」により公示しているところです。

（リンク先：[https://www.customs.go.jp/osaka/koji\\_kokoku/somu/jikangai.pdf](https://www.customs.go.jp/osaka/koji_kokoku/somu/jikangai.pdf)）

つきましては、年末年始期間中（令和7年12月29日（月）から令和8年1月3日（土）までの間）における税関業務につきまして、下記のとおり留意事項をお知らせします。

記

- (1) 閉庁の官署に対して輸出入申告等を行う予定がありましたら、12月26日（金）17時までに申告等予定官署に御連絡ください。
- (2) 輸出入申告（自由化申告）を行う場合は、蔵置官署に対しても検査対応等について事前に御相談ください。
- (3) 本関業務部、堺税関支署及び関西空港税関支署に対して、通関関係業務又は保税関係業務に関する緊急の御相談等がある場合には、下記までお問い合わせください。
  - ・本関業務部 通関部門（TEL 06-6576-3319（1月1日を除く））
  - ・堺税関支署 通関部門（TEL 072-244-4481（12月31日から翌年1月3日を除く））
  - ・関西空港税関支署 特別通関部門（TEL 072-455-1718）